

平成26年9月19日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
10番	辻登代子	議員	11番	荒木春吉	議員
12番	新宮征一	議員	13番	佐藤良一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

9番 杉沼孝司 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

議事日程第5号

第3回定例会

平成26年9月19日(金)

決算特別委員会終了後開議

再開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第43号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 3 質疑・討論・採決

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 4 認第 1号 平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 2号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 3号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 4号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 8 認第 5号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 9 認第 6号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 10 認第 7号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 11 認第 8号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定
について
" 12 認第 9号 平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の
認定について
" 13 認第10号 平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 14 認第11号 平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
" 15 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 16 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第17 議第47号 寒河江市市税条例の一部改正について
" 18 議第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
" 19 請願第5号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出
に関する請願
" 20 請願第6号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める
意見書の提出に関する請願
" 21 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
" 22 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第23 議第44号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 2 4 議第 4 5 号 平成 2 6 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 2 5 議第 4 6 号 平成 2 6 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 2 6 議第 4 8 号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について
- 〃 2 7 議第 4 9 号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の制定について
- 〃 2 8 議第 5 0 号 寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 〃 2 9 議第 5 1 号 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について
- 〃 3 0 議第 5 2 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 3 1 議第 5 3 号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の
制定について
- 〃 3 2 議第 5 4 号 寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定め
る条例の制定について
- 〃 3 3 議第 5 6 号 損害賠償の額を定めることについて
- 〃 3 4 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 3 5 質疑・討論・採決

（建設経済常任委員会付託関係）

- 日程第 3 6 議第 5 5 号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 3 7 請願第 7 号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請
願
- 〃 3 8 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 3 9 質疑・討論・採決

- 日程第 4 0 議会案第 6 号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提
出について
- 〃 4 1 議案説明
- 〃 4 2 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 11 時 00 分

○**鴨田俊廣議長** ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は 9 番杉沼孝司議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○**内藤 明議会運営委員長** 本日の会議運営については、昨日 9 月 18 日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議会案第 6 号少人数学級の推進及び義務教育国庫負担制度の改善を求める意見書の提出についての 1 案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第 39 の後に日程第 40、議会案第 6 号を議題とし、日程第 41 で議会案議案説明、日程第 42 で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○**鴨田俊廣議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第 1、議第 43 号平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

**予算特別委員会の審査の
経過並びに結果報告**

○**鴨田俊廣議長** 日程第 2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第 43 号平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

9 月 9 日、委員 16 名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りましたが、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第4、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第15、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長の報告を求めます。辻決算特別委員長。

〔辻 登代子決算特別委員長 登壇〕

○**辻 登代子決算特別委員長** 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認

第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてであります。

9月9日、委員15名出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の7案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号、認第5号、認第6号、認第7号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに認第1号、認第5号、認第6号及び認第7号を除く、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号は原案のとおり認定されました。

次に、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第17、議第47号寒河江市市税条例の一部改正についてから日程第20、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願までの4案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第21、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月12日、委員4名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号、議第57号、請願第5号及び請願第6号の4案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第47号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「軽自動車税は実質的に値上がりとなるのか」との問いがあり、当局より「実質割合的には牽引関係と農作業が1.5倍、その他のものが1.25倍となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「計画書の辺地の概況中、辺地度点数の内容について」の問いがあり、当局より「項目が多岐にわたりますが、例えば役所とか医療関係とか駅とかそういった施設までの距離が遠隔であるへんぴなところであるというところを点数化し、その積み上げが100点を超えると辺地と該当なるとのことです。田代地域の場合は138点ということになりました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

次に、請願5号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって議会案を提出することに決しました。

次に、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「確かに、憲法解釈というのは重大なことだと思いますが、今の国を守ることは1国だけでは難しいというのが国際情勢だと思います。憲法発布から67年もたって、そのときの情勢と今の情勢というのは格段に違っているという認識です。したがって、そのときの考え方と今の考え方、今の国を守るという考え方が1国では守れないという認識が端的に国連憲章でも認められているということです。したがって、こういう考え方も必要だろうと私は思っています。この文章の中には国民に十分な説明をするべきだということがありますが、政府は今からこれに関していろいろな法律を出してくるということですので、その推移を見る必要があるということがあります。そして同時に、憲法解釈をしたからといって海外で戦争をすとか巻き込まれるということは私は端的にそういうことではないということを見守っていくのがいいのかなと思います」との意見がありました。

また、委員より「集団的自衛権の行使は憲法上違反なのは明らかです。あの悲惨な戦争の反省の上につくられた日本憲法を守って30年以上も立場を維持してきたわけです。それを政府の一部の考えで自衛権について閣議決定を強行するというのは断じて許されない行為だと思っております。そもそも、この行使容認が憲法違反なわけですから、それを一部の人の解釈で変更ということ自体大変おかしいことで、ここに書いてありますとおり立憲主義を否定する行為だと言わざるを得ません。一番問題は海外派遣に歯どめがかからなくなることであります。日本の若者が海外で殺し殺され、そんなことになりかねない、そんなことになっていくという不安があります。日本中で運動が起きているわけです。ですから、この行使容認憲法解釈は絶対に許されないことであります」との意見がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

委員より「あの悲惨な戦争の反省の上につくられた日本国憲法に違反する、一部の者で決定した閣議決定の強行は断じて認めることはできません。海外派兵に歯どめがなくなり、日本の若者が海外で血を流す、殺し殺される行為に巻き込まれる、そんなおそれが大きくある、そのような流れをつくっているとよ言わざるを得ません。そんなことは絶対に認められませんので、この意見書に関する請願に賛成します」という賛成討論がありました。

また、委員より「私は国を守るには現在では1国では守れないということがございますので、そういうことで集団的自衛権という考え方もありかなと思っています。それから、現実的にどのようにすべきかというのは国会の審議の中で明らかにしていくことですのでそれを見る必要があると思っています。そして、内閣の閣議決定がすぐ戦争に参加することにつながるというのは私は早計かなと思っています。したがって、この文面での中のそういったことが書いてありますので、私はこの意見書に関してどちらかという反対の立場でございますので、よろしく願いします」という趣旨の反対討論がありました。

そこで、委員より「反対か賛成かという立場で決をとるというのはちょっと時期尚早かなと思っています。したがって、推移を見るということで継続審査ということで動議とさせていただきたいと思います」とありました。

そういった趣旨で請願第6号を閉会中における継続審査とすることを動議が発令されましたので、採択の結果多数をもって請願6号を閉会中における継続審査とすべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第6号を除く議第47号寒河江市市税条例の一部改正について、議第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について及び請願第5号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号、議第57号及び請願第5号は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、請願第6号集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願についてであります。本案件に対する委員長報告は継続審査であり、総務文教常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、請願第6号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第23、議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第33、議第56号損害賠償の額を定めることについてまでの11案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第34、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

○阿部 清厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第44号から議第46号まで、議第48号から議第54号まで及び議第56号の11案件であります。審査の都合上、議第56号及び議第46号の審査の後に議第44号、議第45号、議第48号から議第52号までの審査を行い、その後、議第53号及び議第54号の順に審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第56号損害賠償の額を定めるについてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「医療事故が発生した時点で明らかにすべきであり、なぜ公表しなかったのか」との問いがあり、当局より「当時の事務手続上の対応に至らぬ点があったからと思われれます」との答弁がありました。

委員より「医療事故は二度と起こさない対策が必要、再発防止はどうなっているか」との問いがあり、当局より「再発防止対策は、事故前は骨折のギブスカットは看護師が行っていましたが、事故後は医師がギブスカットを行うよう改善しました。また、毎月の医療安全管理委員会の中では各部門から提出されたヒヤリハット報告書を精査しながら医療事故が起きないように十分注意を払っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「損害賠償額が100万円、弁護士に対する報酬と交通費などの諸経費で63万円ということだが、弁護士の成功報酬率はどうなっているかとの問いがあり、当局より、成功報酬は損害賠償金の3割の30万円でその他着手金15万円、日当9万円、交通費4万6,040円、その他通信費、コピー代や消費税を含めて62万9,784円となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「基金積み立てが1億177万円ありますが、積み立ては基金条例どおりの積み立てになっているのか。積立残高はどうなっているか」との問いがあり、当局より「条例上の目標額は保険給付額の3カ年分の平均年額の10分の1で3億5,000万円となり、目標額には届いておりません。

また、単年度の積立額の規定がありまして、平均年額の3%、1億527万円でありますので、ほぼ目標額になると思います。年度末の残高に関しては8,600万円ほどで基金の目標の積み立てにはなかなかできない状況にありますので、基金の積立額の全額を繰り入れして余ったら繰越金としてまた積み立てをするという状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳出の償還金を返す理由とその内容についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「280万1,000円の内訳は地域支援事業交付金、介護予防事業に係る超過分41万1,158円、地域支援事業の包括的支援事業、任意事業で191万3,443円は国に返還されます。もう一つは支払基金に介護予防事業に係る超過分47万6,796円を返還することになります。理由については次年度精算ということで仮払いになっているため返すということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民からの意見聴取はどのようにされたのか」との問いがあり、当局より「寒河江市でも子ども・子育て支援推進会議を設置しており、学識経験者、保育関係者あるいは保護者の代表、市民の代表など17名から成る組織であります。この条例の要点をお示しして御意見をいただいたところだ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市立保育所の申し込みは10月に申し込みがありますが、第1希望に入れない場合、今までどおり第2、第3希望に回してもらえるものなのか」との問いがあり、当局より「入所者希望については基本的に今までどおり調整させていただきます」との答弁がありました。

委員より「連携施設の確保について、事業者が一緒でも連携施設とみなすのか、それとも別な事業者と連携を組まなければならないのか」との問いがあり、当局より「連携施設の確保については、小規模な施設が連携の相手先として締結するのはあくまでも20人以上の小規模でない施設です。小規模な施設が同じ系列である20人以上の施設と連携するのは問題ありません」との答弁がありました。

委員より「新しい制度の中で幼稚園は一度加入すると抜けることはできないのか」との問いがあり、当局より「新制度の中に加入しても途中でやめることも可能です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「保育短時間と保育基準時間は今回の認定基準に含まれるのか。また、出産後間もないというのはどれくらいか」との問いがあり、当局より「保育短時間と保育基準時間は今回の認定基準に含まれます。国で示している目安として1月の労働時間が48時間から120時間までは保育短時間、120時間を超えたものについては標準時間となります。また、出産後間もないことというのは具体的に何日ということはここでは明記になっていません。規則等で規定する予定です」との答弁がありました。

委員より「認定することにより入所できるのかできないのかを判断するというのでいいのか」との問いがあり、当局より「順序からしますと保育の必要性があるかどうかをこの条例で判断し、その後どういう家庭状況にあるのか、共働き、一人親世帯あるいはDV、虐待、障がい等どういう家庭状況にある、あるいはその保護者が置かれている状況でもって入所の優先順位というものを判断させていただきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「条例が制定された後も賃金は現状と変わらないということか。賃金、報酬や事故が起きたときの対応について伺いたい」との問いがあり、当局より「この条例は職員の処遇については規定しておりません。学童クラブの運営に係る委託料については予算編成の過程の中で検討することになります。事故が起きた場合の対応であります。学童保育クラブでは保険に加入しており、基本的には保険で対応することになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今まで、こういう事態が発生しながら制度上救済できないことはあったのか」との問いがあり、当局より「このようなケースはありませんでした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人数及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今まで国の法律にあった基準を自治体の条例で定めることとなることだが、自治体の裁量で基準を定めることができる部分で保存年限を県と同様に5年にしたということだが、そのほかに裁量で変えるところはなかったのか」との問いがあり、当局より「参酌すべき基準ということで、その地域の特性を考慮して変えられるというところは変えてもいいということですが、この条例の中ではほかに変えるところはなかったとのこと」の答弁がありました。

委員より「国で行っていた要支援1、2の部分のサービスが今回地方に移ることになり、そのた

め条例をつくることになったと思うが、そのサービスが地方に移ったことでの利点と市独自のサービスをどう考えているか」との問いがあり、当局より「これまでも国で定めていた基準でしたので、今までどおりサービスに関しては変わらないと思っております。また、要支援1、2のサービスの関係ですが、これから検討していきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国の基準どおりにした根拠は」との問いがあり、当局より「ごらんいただくとわかりますが、短い条例で第3条は国に従う基準となっております。1条、2条、これはこの条例の趣旨とか運営協議会の意見を聞かなければならないとかです。直す余地がなかったということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第35、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。遠藤議員。議第何号に対する討論ですか。(「議第48号に対する討論です」の声あり)賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対です」の声あり)そのほかに討論ありませんか。國井議員。(「議第48号賛成の討論です」の声あり)賛成の立場ですね。ほかにありませんか。

初めに、反対討論について遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

[遠藤智与子議員 登壇]

○**遠藤智与子議員** 私は、日本共産党を代表して議第48号寒河江市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対する立場で討論を行うものです。

寒河江市は来年4月から施行される予定の子ども・子育て支援新制度に伴い、現在9つある認可保育所を2つふやして11施設の認可保育所に整備しました。これは大いに評価するものであります。また、今回の議案の内容も一定の誠意ある姿勢がうかがえました。

しかしながら、よく読んでみると努力義務とする条文が多く、子供たちの安全安心な環境を担保する明確な一文が欠けていると考えます。公的保育制度を守るという国民的運動により児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任は残りました。

しかし、待機児童解消のためとして提起された新制度では、事業者と利用者の直接契約が導入されるとともに、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育などさまざまな保育形態が設定され、それぞれの形態によって職員配置や職員の資格の有無、職員処遇、施設面積の基

準が異なります。全ての児童はひとしく保育を受けるという公的保育制度の根幹を揺るがすものであります。

保育者は全員が有資格でなくても了とすることは、全国で資格者の少ない認可外施設の死亡事故は認可施設の40倍というデータに見られるように、安心して子供を預け働ける保育環境を願う保護者の要求に応えることはできません。無資格者が保育に従事できるとなれば、現在国家資格を取得して働いている保育士さんたちの誇りを奪いかねません。

しかも、この制度実施の財源は消費税10%を前提としており、当初必要とされていた財源は不足していることも明らかになりました。何よりも、子育て支援と言いながら財源確保は消費税増税というのは、経済的負担の軽減を求める子育て世代の暮らしの実態や願いに逆行するものです。

また、保育所は全て新制度に移行しますが、幼稚園は新制度に移行せず従来どおり私学助成を受ける道が残されています。新制度にかかわる準備のおくれ、補助金などの不透明さや保育料が応能負担になるなどのことから移行をためらう状況が浮き彫りになっています。

保護者への周知もまだまだ不十分なこの子ども・子育て支援新制度は拙速にすべきではないという立場から条例案に反対し、討論といたします。

○鴨田俊廣議長 次に、賛成討論について國井議員の発言を許します。國井議員。

〔國井輝明議員 登壇〕

○國井輝明議員 私は新政クラブの一員として、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について賛成の立場から討論させていただきます。

政府が進める成長戦略に女性の活動支援策として、乳幼児を預かる小規模保育所などで育児経験のある主婦らが保育士らを手伝う子育て支援員の資格を設けるとしております。これは、地方自治体が全国共通の研修を実施し、修了したら支援員として認定するものであり、保育士を手伝う補助的な仕事を想定しており、担い手を確保する仕組みを整え、施設や定員の拡大を進めるものであります。

本市で制定しようとするこの条例で、第5条、家庭的保育事業者等は定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないとし、第18条では事業の運営についての重要事項に関する規定を定め、第21条では苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとしており、職員を規定している第23条では市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者としております。

本市においては、保育士不足といった課題解決にもつながるのではないかと期待をしているところであります。子育てを経験された主婦は、乳幼児を適切な環境のもと、健康、安全で安定感を持って活動できるよう養成するとともに、教育できる、いわば保育のプロであると私は考えます。地域のつながりが希薄化する中、こうした取り組みが地域で子供たちを支える一つの形になるのではないのでしょうか。

議員各位にはぜひ御賛同いただきますようお願い申しあげ、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第48号及び議第49号を除く議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第45号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第46号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）、議第50号寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定について、議第51号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第52号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について、議第53号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議第54号寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について及び議第56号損害賠償の額を定めることについての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第44号、議第45号、議第46号、議第50号、議第51号、議第52号、議第53号、議第54号及び議第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第36、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第37、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願の2案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の

審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第38、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長報告を求めます。太田建設経済常任副委員長。

〔太田芳彦建設経済常任副委員長 登壇〕

○**太田芳彦建設経済常任副委員長** 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月11日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号、請願7号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「慈恩寺の駐車場を第1、第2とすると、どちらが第1でどちらが第2かわからなくなる可能性があるが、もう少しわかりやすくする方法はないのか」との問いがあり、当局より「下の駐車場を第2とすることで、第1もあるのだろうとさせていただき意図があります。また、下の駐車場の大きな案内地図により上に第1駐車場があることがわかる仕組みにするために名称を変更する内容に今回改正するものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願についてを議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より「耕作放棄地や遊休農地が多く出ており、何か改革が必要とは思いますが何が必要なのかかわからない現実がある。そういう意味では性急に決められない時期にあるのでは」との意見がありました。

委員より「農業委員会の公選制を廃止しようという動きがあるが、何かがあったときに大変な状況が生まれるという気がする。一部偏った人間だけが管理する形になって危険な状況になると思われる。ただ、その公選制はやり手がいなくて選挙になっているところは少ないわけだが、一度制度を廃止すると復活させることは容易でないので、ぜひ残してほしい。また、規模拡大している若手担い手がいるわけだが、米の価格が下落していくと、担い手の確保なども厳しくなってくると思われるので、国として調整するのは当然のこと。この請願は妥当だと思うので、ぜひ採択されるよう希望する」との意見がありました。

委員より「今の農業委員の公選制を廃止するのはいかがなものかと思うが、ただ農家自体がもっと研究あるいは努力する必要があるのではないかと。確かに、第1次産業だから農業を大事にしていかなければならないのはわかるが、これからは集約してある程度の面積を持っていないとやっていけないのかなという気がする。したがって、政府の方針等も明確になっていない段階なので、ここで採択というよりももう少し時間をかけて検討してもよいのでは」との意見がありました。

委員より「現在の農業環境を見ると、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題で耕作者のいなく

なった農地を面倒見てくれる人、あるいは組織といったものに変革が必要なのではと感じるので、継続審査にしたらと考える」との意見がありました。

質疑、意見等終結後、委員の意見に継続審査が出ていたため、動議であるかを確認し動議である確認がとれたため、請願第7号を閉会中の継続審査とすることについて採決を行いました。

採決の結果、多数をもって継続審査すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願についてであります。本案件に対する委員長報告は継続審査であり、建設経済常任副委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設経済常任副委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、請願第7号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 次に、日程40、議会案第6号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第41、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第42、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第6号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議会案第6号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後0時07分

○鴨田俊廣議長 これにて平成26年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。